

338.22
Y75
2

舊蘭印の幣制並に金融機関

横浜正金銀行調査部編



0028320000

0028320-000

338.22-Y75-2ウ

旧蘭印の幣制並に金融機関

横浜正金銀行調査部

昭和18

ADI

舊蘭印の幣制竝に金融機關

并金特報第十三號 昭和十八年七月

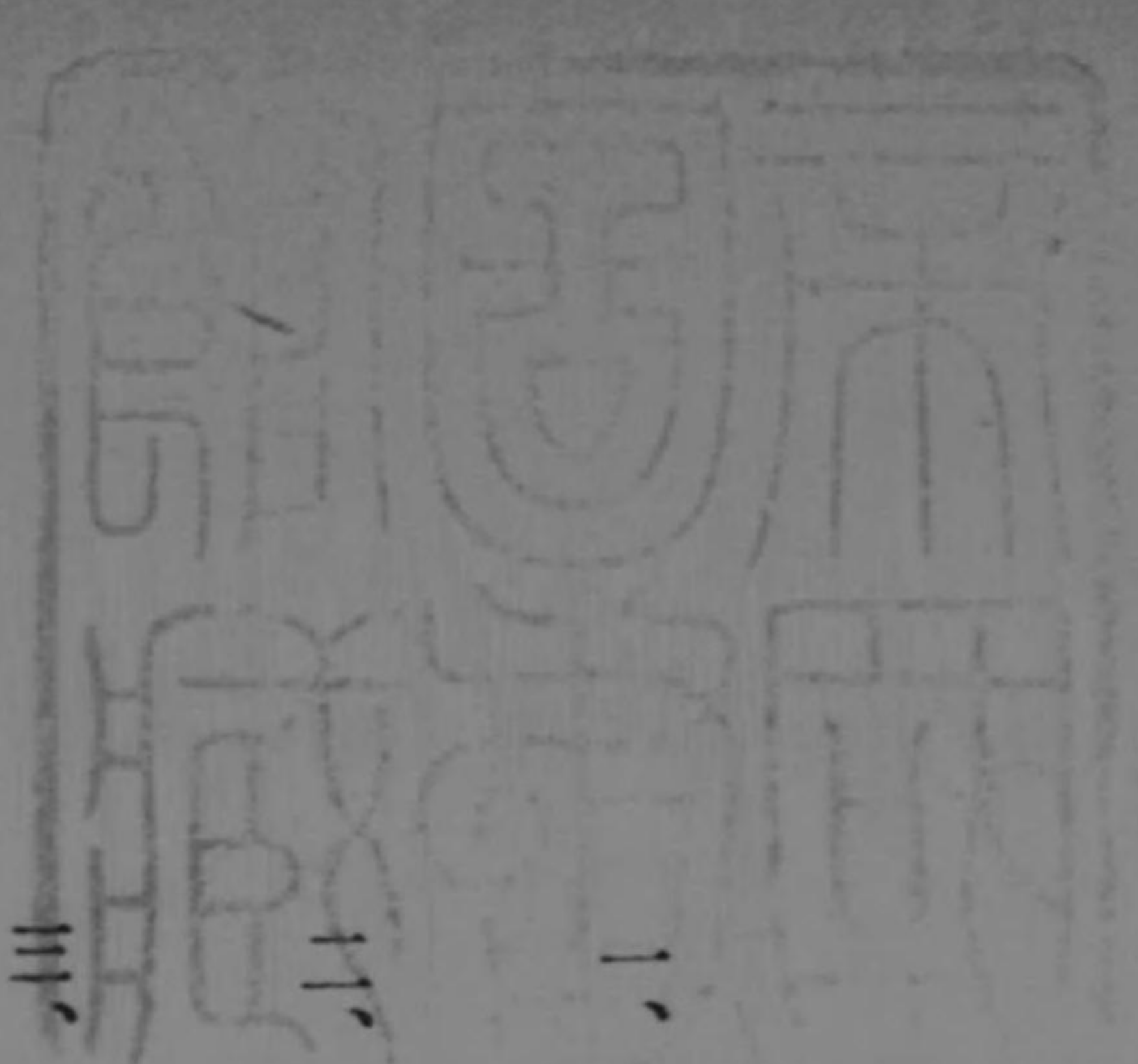
横濱正金銀行調査部

338.22
Y75
2

舊蘭印の幣制並に金融機關

目次

一、貨幣制度	………	一
二、銀行	………	三
三、貯蓄銀行	………	二
四、庶民金融機關	………	三



I.
本稿は舊蘭印政府發行「Handbook of the Netherlands East-Indies, 1924」第六章の翻譯である。少しく舊制に屬するも簡潔正確なる叙述は参考資料として充分の價値あるものと信ず。

昭和十八年五月

横濱正金銀行調査部

舊蘭印の幣制並に金融機關

(一) 貨幣制度

和蘭の貨幣制度と蘭領東印度の貨幣制度とは同一であつて、金銀兩本位制を採用し、金銀本位貨は共に無制限法貨である。

蘭印貨幣制度の本質を明確に了解するには一九〇一年の和蘭貨幣法に言及するを要する。同法は爾後數回に互り修正されたが、その最終の改正は一九一九年十一月二十七日附法令である。

原法の條文は一九一二年官報第六百十一號に再び發表された。同法により一盾の價值は十盾金貨の十分の一と規定されてゐる。

一九〇一年法に據れば十盾金貨は含有金純量六・〇四八五にして一盾銀貨の銀純分は九・四五瓦である。故にこの金銀比率は九四・五〇〇對六・〇四八即一五・六二五對一である。然しながら一九一九年の修正以來銀貨の純分は七・二〇瓦に引下げられたので、其以後に鑄造した銀貨との金比率は一・九〇五對一となつた。

金貨は自由鑄造であるが銀貨の鑄造權は政府に限り、且鑄造量は一定の制限下に置かれ、和蘭及其植民地の通貨流通必要額に限定される。而して和蘭及蘭印貨幣法は二盾半貨、一盾貨、半盾貨のみの鑄造を許可し、又これは政府の和蘭並に蘭印に於て回収する舊通貨に代らしめること、回収銀貨は單に新銀貨改鑄用のみ使用し得ることを規定してゐる。

以上の蘭印銀貨二盾半貨、一盾貨、半盾貨及小銀貨の鑄造に充當すべき改鑄用銀制限の撤廢は國王の權限に屬し、國王は通貨流通上必要と認めらるゝ時は何時にてもこの制限を解除し得る。この際銀購入所要資金は和蘭及蘭印豫算に各別に計上し且その使途は法律により規定せらるべきこととなつてゐる。

銀貨の金價値維持に關しては別に規定がある。即銀貨が金價値減少の傾向を生む程の過剩流通状態にあると認めらるる場合には、大藏大臣は和蘭二盾半銀貨を二五、〇〇〇、〇〇〇盾を限り鑄潰銀塊とし之を和蘭銀行支店經由賣却する權限を有す。銀貨を回收するに當つて生ずる損失補填のため一九一三年以來改鑄によつて得べき純銀差益は別途資金として管理され其利子は繼續的に資本金に繰込むこととなつてゐる。

蘭貨の外國市場に於ける平價維持に就ては政府は和蘭銀行と協力してゐる。即銀行は一九〇四年の協定により蘭貨の爲替相場が金現送點以上に上騰する可能性ある場合毎にこれを防止すべき價格に於て現送せんがため常時金の全量を保有し準備し置くべきものである。

當時和蘭銀行當局はこの點に就いて政府に對し左の義務を負ふ旨協定した。

「和蘭銀行取締役は政府の遂行し來れる金政策を維持し、外國市場に於ける蘭貨の爲替相場が現送點以上に上騰する都度、直に純金一疋に付き一、六五三・四四盾の價格に於て金塊を賣却且金保有量の許す限り之を繼續す可し。」

この協定は平常時のみに有効とせられ、世界大戰に起因する非常時には適用されない。和蘭に對する和蘭銀行の政策と多少の相違こそあれ蘭印に關しては其儘爪哇銀行によつて實行せられた。

左の表は各年十二月末に蘭印に流通せる法貨の概算である。

年	銀貨	ニッケル貨	銅貨	紙幣
一九一九年	四四六、〇〇〇、〇〇〇盾 (除小額紙幣九、〇〇〇、〇〇〇盾)	三、〇〇〇、〇〇〇盾	一四、〇〇〇、〇〇〇盾	三一〇、〇〇〇、〇〇〇盾
一九二〇年	四五七、〇〇〇、〇〇〇盾 (同四五七、〇〇〇、〇〇〇盾)	三、〇〇〇、〇〇〇盾	一五、〇〇〇、〇〇〇盾	三六九、〇〇〇、〇〇〇盾
一九二一年	四七〇、〇〇〇、〇〇〇盾 (同五二〇、〇〇〇、〇〇〇盾)	五、〇〇〇、〇〇〇盾	一七、〇〇〇、〇〇〇盾	二八一、〇〇〇、〇〇〇盾
一九二二年	四八〇、〇〇〇、〇〇〇盾 (同四三〇、〇〇〇、〇〇〇盾)	六、〇〇〇、〇〇〇盾	一七、〇〇〇、〇〇〇盾	二六一、〇〇〇、〇〇〇盾
一九二三年	四八〇、〇〇〇、〇〇〇盾 (同四一〇、〇〇〇、〇〇〇盾)	六、〇〇〇、〇〇〇盾	一七、〇〇〇、〇〇〇盾	二六〇、〇〇〇、〇〇〇盾

(二) 銀行

○爪哇銀行

蘭印の諸銀行中爪哇銀行は特別な地位を占めて居る。同行は蘭領東印度の發券銀行である。本特權は一九二二年爪哇銀行法により賦與せられた。(官報第百八十號)

本法は爪哇銀行に對し同年より向ふ十五ヶ年間蘭領東印度に於ける銀行發券の獨占權を與へた。但し券面五盾以上に限る。

現在發行中の銀行券は次の券面、即一千盾、五百盾、三百盾、二百盾、百盾、五十盾、四十盾、三十盾、二十五盾、

967
126

二十盾、十盾、五盾である。

四

銀行券發行には最高制限額はないが、銀行の負債即銀行券、銀行の發行した爲替手形の残高と預金總額の合計の四〇パーセント迄は硬貨及地金銀の準備を保有するを要する。(一九一四年八月五日法令—官報第五百三十八號—以後は二〇パーセント)此金銀準備の中最少限四分の三は蘭印に置くことを要し又少くとも其二分の一は蘭領印度の本位貨幣を以つて構成するを要する。

銀行の發行する銀行券は法貨である。(一九一四年八月五日法令・官報第五百三十七號)

爪哇銀行は何人にも信用貸付をなすを得ず、又一切の商業・工業その他の事業に關係するを得ず、自行の株式の買入れ又は自行株式を擔保としての貸出を禁ぜられて居る。同行は又不動産取引をなすこと、船舶擔保貸出をなすことを得ず、又當座預金貸方残高に對し利子を附さない。

爪哇銀行は領内一切の店舗所在地にて政府銀行として無手数料にて官金を取扱ひ、又蘭領東印度に於ける郵便貯蓄銀行の親銀行として無手数料にて資金を取扱ひ、又郵便貯蓄銀行の證券保管者として同様無手数料にて寄託を受ける。

尙又同行は蘭印に於ける通貨流通關係事項に關し一切の可能なる最善の手段を講ずる。即銀本位貨幣、補助貨幣及政府紙幣の發行及配分に付き政府を援助し、自行各店間の勘定振替によつて通貨の流動を促進し、又主要都市、バタビヤ、スラバヤ、スマラン、メダン、バンドン、マカッサルに於ては日々手形交換の任務に當る。

特に爪哇銀行は蘭印銀貨及紙幣の外貨に對する金平價維持に就いては最善の努力を盡すものである。

この目的の爲同行は資産の一部を外國手形に投資し、和蘭本國並に倫敦、伯林、紐育、桑港、横濱、新嘉坡の取引銀行

に金預金及爲替残高を保有する。同行は蘭印盾の金平價維持のため必要ある場合は何時にても外貨手形を買入れ又は賣却し、海外に於ける金預金及爲替残高を増加し、或は又一般公衆に金を賣却し、若くは海外支拂指圖を引受けることによつてその減少を計る。現在世界諸國が金の自由移動を禁止し、殆んど總ての中央發券銀行がその負債に對する金支拂を拒否してゐる状態は爪哇銀行が一切の場合に國內通貨の對外爲替平價を維持せんとするに重大な障礙となつてゐる。

爪哇銀行の領内貨幣及信用制度の中央機關としての活動範圍は蘭領印度の經濟的發展に伴ひ順次擴大し、同行がその能力を發揮するために採つた一切の努力と相俟つて、一九一四年世界大戰の勃發以來同行は領内商・工・農企業の運行を確保するために完全なる機能を果した。

銀行の公定割引率は一九〇九年八月一日以來三分五厘を示してゐる。

銀行は毎週官報に其の資産負債表を發表してゐる。

爪哇銀行本店はバタビヤにあり、出張所を爪哇ではバンドン、スラバヤ、スマラン、チエリボン、スラカルタ、ジョクジャカルタ、マラン、ケデイリに、又スマトラに於てはメダン、タンジョン・ブラ、タンジョン・バライ、ベンカリス、コタ・ラジャ、パダン、パレンバン及ベマタン・シアンタルに、ボルネオに於てはバンジェルマシ、ポンテイアに、又セレベスに於てはマカッサル、メドナに置き、又アムステルダムに支店を設置してゐる。

爪哇銀行は一八二七年に十二月十一日政府布告(官報第百十一號)により私立銀行として設立せられ、一八八一年には蘭領東印度商法の規定に準據し、三月二十二日附公正證書により有限責任会社に變更せられた。

銀行資本金は六、〇〇〇、〇〇〇盾にして、五〇〇盾と二五〇盾の株式に分たれ、全株式は記名式、全額拂込済にして

五

個人所持である。

最近資本金を九、〇〇〇、〇〇〇盾に増額、全額拂込済の豫定である。政府は株主ではないが、銀行の利益配分に参加する。

銀行の経営はバタビヤにある理事會に屬し、其員數は少くとも三名、即頭取、一名以上の理事及一名の常務理事より成立し、政府が取締役、監査役會の推薦者中より任命し、任期は五ヶ年である。

頭取任命の場合に限り政府は右の推薦者以外より任命する權能がある。

監査は五名よりなる監査委員會これに當り、株主の選舉によつて構成し、之に總督の任命する政府委員一名が参加する。

一九二三年三月三十一日の積立金は六、一八三、七九二盾九七仙に達した。

○其の他の銀行

彼上蘭印發券銀行たる爪哇銀行の外數個の私立銀行がある。その主なるものは左の通りである。

和蘭貿易會社

蘭印商業銀行

蘭印割引銀行

The Union Bank for the Netherlands and Colonies

The Bank for India

暹 町 銀 行
香 上 銀 行
横 濱 正 金 銀 行
臺 灣 銀 行
インターナショナル銀行

和蘭貿易會社

同行の創立は一八二四年に遡り國王ウイリアム一世の創意によつて設立されたものである。

最初支店を米國、支那、印度、波斯、東地中海沿岸諸港に置いて居たが、後會社事業は爪哇に集中せられた。

同行創立以來蘭印生産物資にして政府に所屬するものは會社の手でアムステルダムで賣却して居たが、強制栽培が順次廢止されるに及び會社も業務轉換を餘義なくせられ、一八八三年から銀行及爲替業務に特に力を入れることゝなつた。

之は會社大發展の素地を作り現在の地歩を築くやうになつた。爾後會社は新たに和蘭植民地以外、特に亞細亞の各地に支店を開くに至つた。

和蘭貿易銀行の資本金は八〇、〇〇〇、〇〇〇盾、全額拂込済であるが、一九二二年末の通常積立金と特別積立金とは約四二、〇〇〇、〇〇〇盾に達せんとしてゐる。

本店はアムステルダムに、蘭印の本店はバタビヤにある。

同行は現在蘭領東印度に於ける最大の銀行であると同時に最大最古の農業銀行でもある。然し同行は純粹なる農業銀行ではなく、その業務は凡ゆる分野に亘り、農園經營はその尤大な業務部門の一つに過ぎない。

銀行はその支配する大資本中の比較的小部分を農園に投資してゐるが、これから擧る利益は年次總利益中に重要な割合を占める。

蘭印商業銀行

同行は一八六三年に設立された。和蘭貿易銀行が純商業目的の爲設立せられたるに對比して、この銀行は總會記録に残つてゐるやうに最も廣汎な分野に亘り銀行業務を遂行し、農園に對して資金を供給し、商工諸企業の發起に參與し、或は自ら發起する目的を以て設立せられたる最初の銀行である。

創立當初二十年間の同行の活動範圍は主に農園關係に集中せられ、特に多數の砂糖園、珈琲園と密接なる關係を有した。一八八四年に銀行業務は農園事業と分離し、その農園財産を以つて蘭領印度農事會社を設立した。會社資本金二二〇〇〇、〇〇〇盾は全部同行が所有するところである。

一九二二年末に於ける同行資本金は五五、〇〇〇、〇〇〇盾、積立金は約二〇、〇〇〇、〇〇〇盾であつた。本店は阿姆斯特ダムに、東洋の總括店はバタビヤにある。

現状では同行は純然たる銀行として専ら銀行業務に従事してゐる。

同行は蘭印の大小の全主要都市に支店を設置し、外にボンベイ、カルカッタ、香港、神戸、上海、新嘉坡に支店を置

き、尙世界各地に取引銀行を有して居る。

蘭印割引銀行

同行は農園企業と關係なく、専ら銀行業に従事する。一八五七年バタビヤに資本金一、〇〇〇、〇〇〇盾を以て創立された。一九二二年末資本金は五〇、〇〇〇、〇〇〇盾、内四七、〇〇〇、〇〇〇盾拂込濟であり、積立金は一二、〇〇〇、〇〇〇盾である。本店はバタビヤにあり、阿姆斯特ダム、ヘーグ及蘭印の主要都市に支店を置く。小都市にも取引銀行がある。

Union Bank for Holland and Colonies

同行は一九一四年阿姆斯特ダムに創立され、現在尙同地に本店あり。資本金一〇、〇〇〇、〇〇〇盾。同行は和蘭に數ヶ所、蘭印に六ヶ所の支店を置く。農園企業と關係なく専ら銀行業を營む。

Bank for India

蘭印に於ける最も新らしい銀行であつて、一九二〇年の設立にかゝる。資本金五〇、一〇〇、〇〇〇盾、内二二、六〇〇、〇〇〇盾拂込濟。

歐洲に於ける本店はロツテルダムに、東洋本店はバタビヤにある。其他蘭印に三支店を有する。

同行は“Rotterdamsche Bankvereniging”と密接な関係を有し、共に純然たる銀行業務に従事し、特に蘭印自治団体への貸付に力を注いでゐる。

外國銀行中主なるものを特記すれば左の如し。

- 一、渣打銀行 同行は一八六三年バタビヤに支店を開設、蘭印に於ける外國代表銀行中最古のものゝ一つである。同行の創立は一八五三年に遡る。倫敦に本店を置き、英領印度、セイロン、海峽植民地、支那、日本、蘭領東印度に亘つて約四十の支店及代理店を有する。一九二二年末に於ける資本金は三、〇〇〇、〇〇〇磅にして全額拂込済、同年末の積立金は三、七〇〇、〇〇〇磅である。
- 二、香上銀行 本行は一八六七年香港に設立せられ一八八四年バタビヤ支店を開設した。本店は香港に、蘭領東印度の總括店はバタビヤに、支店、出張所をチェリボン、スマラン、スラバヤに置く。この外支那、日本、英領印度に亘り約四十の支店を有する。
- 三、横濱正金銀行 及
- 四、臺灣銀行 は本店を夫々横濱、臺北（臺灣）に置き、日本向輸出貿易の大部分を取扱ひ廣く蘭印全地域に亘る多數在留日本人の取引銀行である。横濱正金銀行は資本金一億圓全額拂込済にして、バタビヤ、スラバヤに支店を置き、其他日本、支那、英領印度等に約四十以上の支店を有する。臺灣銀行は資本金六千萬圓全額拂込済にて支店はバタビヤ、スマラン、スラバヤにあり、又日本、支那、英領印度等に約三十の支店がある。

(三) 貯蓄銀行

○私設貯蓄銀行

郵便貯蓄銀行及地方原住民貯蓄銀行は原住民貯蓄促進の便宜を計つてゐるが、之等公設機關の外蘭印には若干數の私設貯蓄銀行がある。其主なるものを掲げれば左の通りである。

- (バタビヤ) バタビヤ貯蓄銀行、一般貯蓄預金銀行
- (バンドン) バンドン貯蓄銀行
- (スマラン) スマラン貯蓄銀行
- (スラバヤ) The Savings Bank of the Society of General Benefit

私設貯蓄銀行の顧客は歐洲人を主とし、郵便貯蓄銀行は原住民預金を主とする。その預金者數は歐洲人の二倍に當る。

○郵便貯蓄銀行

ウエルテフルデン（バタビヤ）に本局を有し、一八九八年七月一日業務を開始した。同行は法律による公法人組織となり、政府財政と分離して特別會計となつてゐる。同行理事は政廳の行政局長の下に屬し、銀行を代表し、又信託委員會に對し責任を負ふ。業務は郵便局及大部分の自行支店を通じて行はれ、又試験的に東部爪哇にある多數の官營質屋を経由して取扱はれてゐる。預金取扱所數は一九二二年末に六三九であつた。その内譯は郵便局一四九、支店四一七、質屋七三である。貯蓄

通帳は加入者の名義にて登録され、利率は年二分四厘であるが、一加入者に就き預金最高額二、四〇〇盾迄利子を附ける。一九二三年一月一日以來預金者は郵便貯蓄銀行を経て利附蘭領東印度政府公債を購入し得、又必要の場合には上記購入公債の保管、利子取立並に其賣却をも依頼し得る。

政府貯蓄銀行の流動資金は出來得る限り蘭領東印度の所要公益資金に充當されるべきである。
左記は郵便貯蓄銀行の運行に關する統計資料である。

A、最近三ヶ年年末に於ける預金通帳名義人の國籍別の分類と總計及その比率
(A……歐洲人、B……原住民、C……東洋外國人)

年	A			B			C			總計		
	金額	比率	率	金額	比率	率	金額	比率	率	金額	比率	率
一九二〇年	七一、八九七	二二、四九九	三〇、三六〇	一二一、九六四	三三、八四四	五九、一〇〇	二〇六、三六〇	三三、八四四	六〇、〇六	七二、一〇〇	三三、八四四	六〇、〇六
一九二一年	七四、〇八四	二二、三〇一	二二、五九九	一三八、三〇一	三二、八二二	六一、二二八	二二五、六九九	三二、八二二	五九、九〇	七四、〇八四	三二、八二二	五九、九〇
一九二二年	七五、七七二	一五、〇四七	一三、八〇〇	一五〇、四七九	二四、〇五一	三一、五六	二四〇、〇五一	三一、五六	六二、六九	七五、七七二	三一、五六	五、七五

B、最近三ヶ年年末に於ける預金者金額分類と總額及その比率 (單位・千盾)

年	A			B			C			總計		
	金額	比率	率	金額	比率	率	金額	比率	率	金額	比率	率
一九二〇年	一四、〇八四	四、四八三	六八四	一四、〇八四	一、九二五	七三、一七	一四、〇八四	二、三二八	三、五五	一四、〇八四	一、九二五	三、五五
一九二一年	一四、一八六	五、〇四九	七一二	一四、一八六	一、九四七	七二、一七	一四、一八六	二、五三一	三、五七	一四、一八六	一、九四七	三、五七
一九二二年	一四、一八六	五、〇三二	六四〇	一四、一八六	一、八五八	七一、四四	一四、一八六	二、五三四	三、二二	一四、一八六	一、八五八	三、二二

C、最近三ヶ年年末に於ける預金と拂戻總額 (單位・千盾)

年	預金	拂戻	預金拂戻合計
一九二〇年	一七、四六九	一二、四九〇	二九、九五九
一九二一年	一六、二九七	一六、〇二五	三二、三二二
一九二二年	一四、一一九	一四、六二一	二八、七四〇

(四) 庶民金融機關

政府の創設にかゝる庶民金融制度の組織は一九〇〇年に始まる。これより先ある種の協同組合は既に多年の間植民地に存在してゐた。そのあるものは全然住民の發意により、あるものは歐洲人官吏の慫慂の結果として生れたものである。既に十九世紀初頭政府は飢饉の準備及種糶確保の目的を以て村落内に米穀の貯藏を奨励した。

現存の庶民金融制度は既存機構の原則に基き設立されたもので現在は左の三種の信用貯蓄銀行よりなつて居る。

- (1) 村落米穀信用銀行 (desaloemboengs)
- (2) 村落金錢信用銀行 (desabanken)
- (3) 分州銀行

(1) 村落米穀信用銀行

この機關は一又は數箇の部落團體により設立せられ原住民村落に屬し、多くは農民の出資によるものである。州政府長官は設立及經營上の規則を規定する。其設立は團體各員からの物品、勞務、金錢の出資による。右出資は可及的速かに其擧げた利益中より返済される。これ迄に大部分は既に返済されてゐる。住民の資産で不足の場合は政府は例外的に無利子で米穀の前貸をなし、時としては建築資材購入資金まで前貸した。

銀行の米穀貸付は利子として最高五割迄の附加を以て實物を返済される。但しこの利息は銀行の有する負債が完済され、その米穀貯藏量が所要水準に達し積立金が完成した以後は低下される。米穀銀行の大半は既に二割五分乃至三割五分迄利子を引下げてゐる。銀行は必要に應じ毎年徵收米の一部を賣却し、その手取金を經營費に充てる。外に銀行の負債完済後は、銀行は剩餘米の賣却により準備金を積立て、これを庶民銀行、分州銀行に預託運用する。此方法により原住民部落は自由に使用し得る米穀貯藏所の建物と貯藏米と積立金を所有し得るに至り、農民は適度の利子にて食糧その他の用途に充てる米穀を借り入れ得る。理事は利益分配を受け得るものであるが、理事會は農民三名と村長よりなる外に記帳方として適當の人物を原則として數村に一名指名し、同人は各村を巡廻する。銀行は努めて買付前の價格下落、買付後の價格騰貴を招くところの仲買人の收穫物買占を防止し、これによつて價格の安定を計る。この制度は稻作が住民の主な生活手段である地方にのみ必要である。住民が商工業漁業など他の収入財源のある場合には米穀貯藏はそれほど緊切ではない。運輸施設の改善も亦粗信用貸の必要度を減じた、即米穀不足或は凶作の場合國內他地域よりの移入が以前よりも容易となつたからである。故に米穀倉庫數は次第に減じ金錢信用銀行が之に代りつゝある。

外領では現在最早村落米穀銀行は存在しない。

(2) 村落金錢信用銀行

此種貯蓄信用銀行は一村或は數村の利用を目的として設立せられ、米穀銀行と同方針の下に運營されてゐる。運用資金は利益積立金と小部分はこの業務に關係ある一部住民の預金及米穀信用銀行の貸付金と他村落の資金或は地方村落銀行からの借入金よりなつて居る。このうち一部の銀行にあつては借主は返済にあたり元利以外尙若干額の附加支拂を要求せられる。其附加金額は預金として記帳せられ、その拂戻には特別の條件を付してゐる。

貸出は小額にて大抵二十五盾以上には上らぬから年二割四分乃至三割の利子は實際問題としては高すぎない。銀行は法律的には村落機關ではあるが、時に共同組合の性格をも帯びて居る。其大多數は分州銀行に當座勘定を開いて居る。之は運用資金を借入れるか剩餘資金預入の爲である。

村落銀行の取扱高は現在尙小額であるが、漸次小農、小商工業者の主要金融機關となり得るものと信ぜらる。

(3) 分州銀行

この銀行は原住民及一般居住者の利用を目的とするが、その活動範圍は爪哇に於ては概して一行政區を、外領にては人口二十五萬乃至百萬の一州全地域に互つてゐる。又大部分の銀行は支店を有する。

この銀行は法人組織にて歐人官民及上流原住民よりなる重役會監督のもとに置かれてゐる。理事會は自体の利益のために營業するを許されず、理事は無報酬にて事務を執行する。然し銀行は嚴密な事業本位で經營されて居る。

經營は一名の支配人が責任を負ひ之を歐人及原住民よりなる役員が助ける。政府は必要ある限りは銀行を援助し、經營費用に對し補助金を交付する。

當初運用資金は政府より供給したが、一九一三年一月一日中央金庫の設立後此の補助金は中止となつた。但し政府が例外的に補助金を交付するのはこの銀行を通じて貸付をなさしむる如き經濟的事業資金にして、特別な危険を伴ひ中央金庫が該當資金を有せざる場合、即土地開拓資金貸出等の場合である。

二三の例外を除きこの銀行は積立金以外には自行の資本を持たない。故に可及的速かに十分なる積立金を確保するに努める。

銀行所屬以外の運用資金は個人、原住民村落及地方組合の預金並に中央金庫よりの借入金より成る。

- a、預金、六ヶ月乃至十二ヶ月の豫告にて拂戻、利率年六分。大部分歐人の預入金。
- b、貯蓄預金、即時拂戻、利率年四分。
- c、村落銀行、原住民團體、個人及公共團體の當座預金、利率年二分乃至四分。
- d、中央金庫よりの當座借入金、利率は年々取極（現在六分）。

貸出は主に生産事業や農、商、漁業資金、土地及收穫擔保の解除資金、家屋建築資金等に向けられ、非生産目的の貸付に對しては或程度の制限を加へる。此種貸出に課せらるゝ利率は年一割二分乃至二割四分である。庶民銀行の貸出回收權を強化するため同行に對しては原住民法に據る所有權に屬する不動産上にも抵當權を設定する事を認めた。斯くの如き抵當權は抵當證書の效力を有し信用抵當權と稱せられる。其特色とするところは債務者に其所有物件の用益權を

保留し貧困におち入るを防止するにあつたが、實際契約は分州銀行とは締結しえない。該銀行は法律上歐洲法人と見做され、原住民法に據れば歐洲人は原住民所有地に對して擔保權を實行し得ない。

この抵當に入つて居る土地を更に抵當に入れる事は法律違反にして無効である。

一九一九年に分州銀行は爪哇では一州を除く全政府直轄地に設立せられ、外にスラカルタにも設置せられた。

外領では四州を除き全地域に設立せられた。

外領の一部の州にてはこの金融制度は各々特殊の方向に發達した。それは地方分散制を採用した結果原住民の實際的協力が大きい爲めである。

ランボン州及爪哇北海岸地方では漁業が住民生計の源泉であるので特殊の信用銀行が設立せられ、それと連絡して共同組合魚市場が經營せられて居る。

(4) 庶民信用中央金庫

パタビヤに法人組織として設立せられ政府の出資にかゝる。政府は資本金を逐次五百萬盾に迄増加することを承認した。

本金庫は二重の目的を有する。即庶民銀行へ運轉資金を供給すること、庶民銀行に資金預託運用の機會を與へることであり、同時に庶民銀行の經營に關し助言指導の任にあたる。

尙又政府は本金庫を通じ銀行を管理する。

經營は一名の理事と管理委員の下に屬し、共に總督が任命し役員は一般市民より採用し其の報酬は金庫より支辨する。

本金庫は庶民銀行に監査役を送り、それに對し一定の報酬を與へる。金庫は經營の完全なる銀行にのみ貸出を許し、又預金拂戻に對し保證に立つ。

總督は本金庫に住民の福祉増進の爲め特殊資金を預託し、その運用及決算を委任することを得る。

一九二二年末の本金庫の資本金は政府より三分二厘内外の利率にて貸附られたる二、八七五、二五〇盾及無利子貸付金五四九、一二二盾である。

當時分州銀行は同金庫に三、八二六、九〇〇盾を當座勘定として預入れ、且つ持株として二、〇三四、〇〇〇盾を投資してゐた。

一九二二年末迄に同金庫は六十四ヶ所の分州銀行に六、四三一、〇〇〇盾の貸出を行つた。

分州銀行

勘定年度末	銀行數		運轉資金	純資本金	貸附殘高	拂出金額	
	爪哇	外領				即時拂	期限付
一九一一年	七	三	九、九九三、〇〇〇	九四三、〇〇〇	八、一〇、〇〇〇	一、七四三、〇〇〇	七、六三三、〇〇〇
一九一四年	七	七	一九、五八五、〇〇〇	二、三〇七、〇〇〇	一六、三六七、〇〇〇	六、四七三、〇〇〇	一一、五四五、〇〇〇
一九一八年	七	一三	三三、三六三、〇〇〇	四、一四〇、〇〇〇	三五、二六、〇〇〇	一三、四五八、〇〇〇	一七、五九〇、〇〇〇
一九二二年	七	一六	五五、一四九、〇〇〇	七、四七、〇〇〇	四〇、七三三、〇〇〇	三、五五六、〇〇〇	三三、二七四、〇〇〇

村落銀行

十二月末	銀行數		總計	貸附金額	原住民預金	純資本金
	爪哇	外領				
一九一一年	九〇四	二	九〇六	六〇三、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	二〇一、〇〇〇
一九一四年	一、六七〇	五三五	二、二〇五	一、二七八、〇〇〇	五七七、〇〇〇	七〇二、〇〇〇
一九一八年	二、〇三七	七七七	二、八一四	一、七一一、一七七	八二六、九四三	一、七四五、八〇六
一九二二年	二、八二三	五〇三	三、三二六	三、一八七、〇〇〇	六二四、〇〇〇	三、四四八、〇〇〇

米穀銀行

勘定年度末	銀行數		總計	純資本金
	爪哇	外領		
一九一一年	一二、六三〇	八〇	一二、七一〇	一四六、六一八、二四〇
一九一四年	一二、二〇六	二九八	一二、五〇四	一五八、三五二、六四〇
一九一八年	一〇、三八五	—	一〇、三八五	一六七、一二二、五六〇
一九二二年	八、三一〇	—	八、三一〇	一三一、七五〇、〇〇〇

〔以上〕

（芝田通子）

製本控

何第 號

製本控	何第	號
書名	967 函 126 號	年 月 日
著者	舊蘭印の幣制並に金融機關	
受入	公屋能行調査印紙	18年 7月 27日
備考		冊

川島辰次郎



(以上)

(芝田通子)

製本控

同第 號

製本控	同第	號
書名	967 响	126 號
著者	舊蘭印の幣制並に金融機關	年 月 日
受入	芝田通子調査印紙	18 年 7 月 27 日
備考		冊

967
126

967
126

昭和十八年七月二十日 印刷
昭和十八年七月廿五日 發行

(非賣品)

發行者

東京都日本橋區本石町一丁目六番地
橫濱正金銀行調查部長

難波 勝二

印刷者

東京都日本橋區本石町一丁目六番地
橫濱正金銀行東京支店附屬印刷部

川島 辰次郎

〔以上〕

(芝田通子)

967
126

